

令和2年3月19日

伊達市長 菊谷 秀吉 様

伊達市特別職報酬等審議会
会長 菅 俊 治

特別職の報酬の額の改定について（答申）

令和元年12月17日付伊職号をもって諮問ありましたこのことについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

別紙

議会議員の報酬月額については、平成9年10月1日改定されたところではありますが、道内水準と比較して低水準であり、類似都市の報酬月額及び社会の趨勢等を考慮し、調査審議した結果、下記のとおり改定が必要である。

また、監査委員（識見者選任委員・代表）の報酬月額は、勤務形態及び業務内容等を調査審議した結果、下記のとおり改定が必要である。

記

1 報酬月額

議会議長	報酬月額	431,000円（現行392,000円）
議会副議長	〃	377,000円（〃343,000円）
議会議員	〃	348,000円（〃316,000円）
監査委員（識見者選任・代表）	〃	255,000円（〃204,000円）
監査委員（議員選任）	〃	現行どおり（〃40,100円）

2 改定実施時期

この改定は、令和2年7月1日から実施することが適当である。

3 審議の要旨

議員の報酬月額は平成9年10月1日を最後に22年間据え置かれてきたため、現状は類似都市と比較しても低水準となっております。

この間、24人であった議員数は平成11年からは22人、平成18年の旧大滝村との合併を経て、平成23年には18人と減少しており、議員報酬総額は大きな削減となっております。反面、議会・委員会活動における議員一人ひとりの仕事の範疇とその責任は大きくなってきています。また近年の議員の魅力減退、なり手不足等の社会状況を考慮するとき、現行の報酬月額を引き上げることが妥当であると判断いたします。

この際、市民の代表である市議会議員は、複雑・多様化する行政課題に果敢に取り組むため、鋭意資質の向上に努め、市民生活に欠かせない重要政策の進展に尽力されることを期待します。

次に、監査委員のうち代表たる識見者選任委員の報酬月額については、平成23年4月1日に改定されたところではありますが、令和2年4月に施行される地方自治法の改正等で、さらなる監査制度の充実強化が求められ、これに 대응するための専門性のある人材の確保や勤務形態、業務内容等を考慮した結果、増額改定の必要があると判断いたしました。